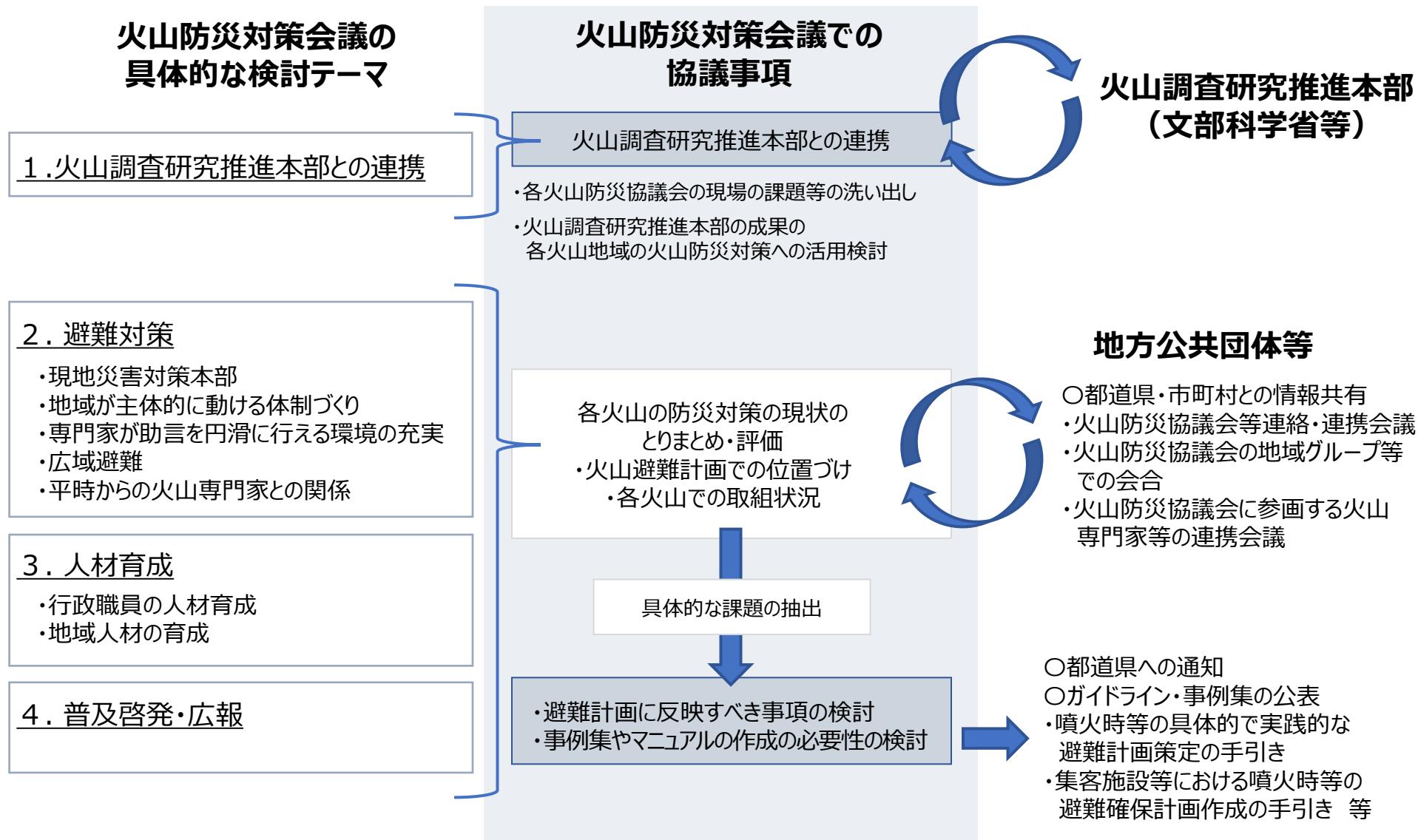


火山防災対策に係る具体的な検討 について

令和7年3月18日
火山防災対策会議(第19回)

当面の火山防災対策会議での具体的な検討テーマ

- 意見交換会（令和5年度開催）や第17回火山防災対策会議での議論を踏まえ、今後、火山防災対策会議に向けて検討すべきテーマを再設定。



1. 火山調査研究推進本部との連携

火山調査研究推進本部（火山本部）の体制・役割

火山調査研究推進本部（火山本部）は、火山に関する観測、測量、調査及び研究を推進することにより、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山に関する調査研究の推進を所掌とする文部科学省に設置され、司令塔として火山調査研究を一元的に推進します。

火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）

本部員：内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）、内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官

政策委員会

委員長 藤井 敏嗣

山梨県富士山科学研究所所長／
国立大学法人東京大学名誉教授

- ・観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策の立案
- ・関係行政機関の火山に関する調査研究予算等の事務の調整
- ・総合的な調査観測計画の策定
- ・総合的な評価に基づく広報

施策・計画等

評価結果等

火山調査委員会

委員長 清水 洋

国立研究開発法人防災科学技術研究所火山研究推進センター長／国立大学法人九州大学名誉教授

- ・観測、測量、調査又は研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析、これに基づく総合的な評価

連携

総合基本施策

調査観測計画

調査観測データ

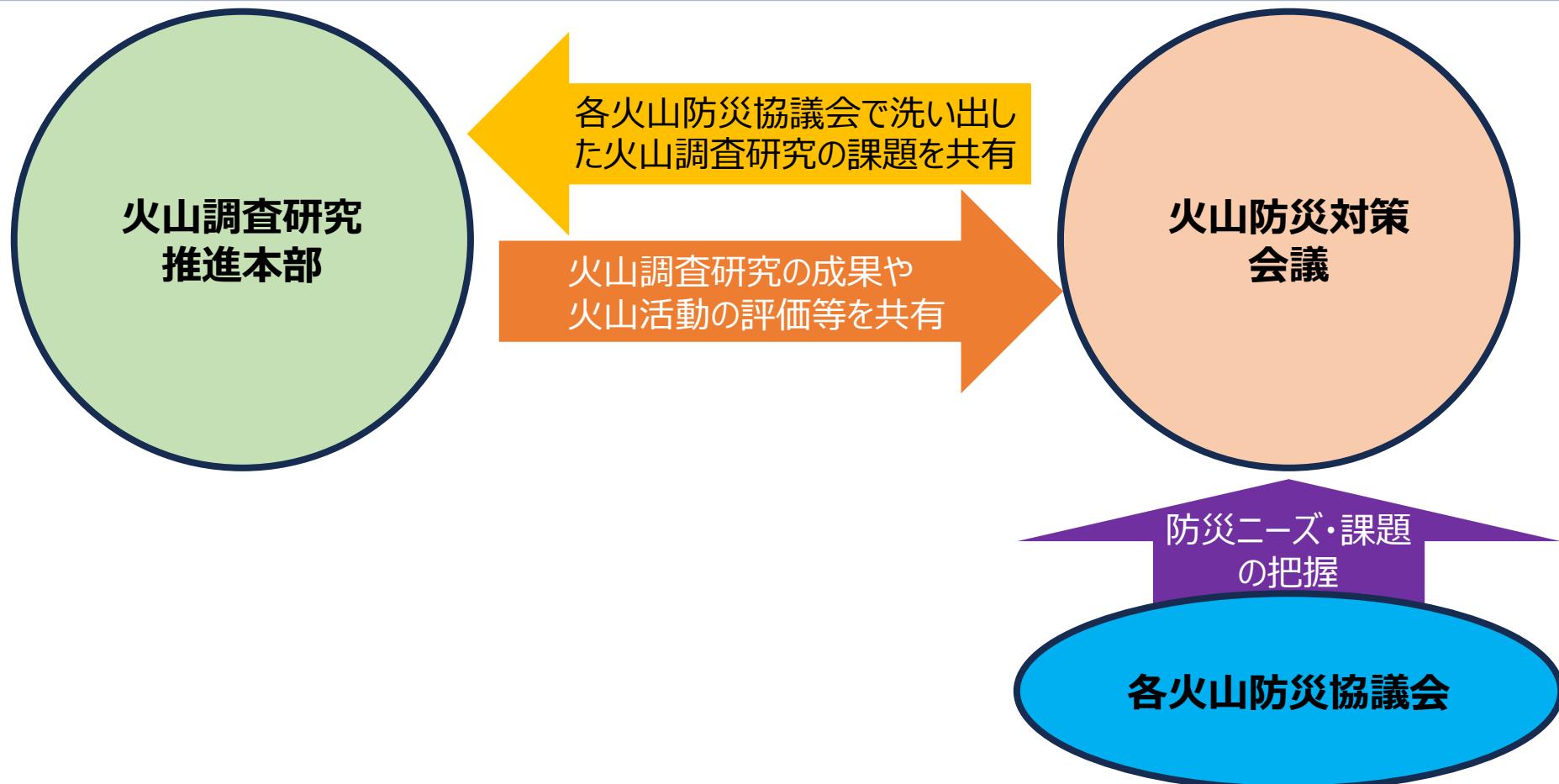
研究成果

関係省庁、研究開発法人、大学等
総合基本施策や調査観測計画等に基づき、観測、測量、調査又は研究を実施

総合的な評価等を活用した活動火山対策強化
国、地方公共団体等

火山調査研究推進本部との連携

火山調査研究推進本部では、活動火山対策の強化に資することを目的として、火山調査研究の一元的な推進を行うとともに、火山活動の評価等が行われ、その成果は火山防災対策会議にも共有される。火山防災対策会議では、各火山防災協議会の現場の課題等を洗い出し、火山調査研究推進本部に共有するとともに、火山調査研究推進本部の成果を各火山地域における火山防災対策に適切に活用できるよう検討を行う必要がある。



平時における連携

防災

現場の防災力

調査研究

火山防災対策会議 (事務局：内閣府)

- ・火山防災に関する総合調整
- ・火山防災に関する主要な課題への対応

各種手引き、ガイドライン等

防災のニーズ・課題
(火山防災協議会等連絡・連携会議、取組状況調査等)

自治体・ 火山防災協議会

- ・地域防災計画や避難計画の策定
- ・防災訓練等の実施
- ・地域における周知・啓発

気象庁

- ・火山防災情報発表
- ・火山活動の常時監視
- ・火山活動の評価
- ・職員育成
- ・普及啓発
- ・地域防災への助言

火山防災情報の伝達
火山防災協議会への参画等

噴火警戒レベルの協議

火山調査研究推進本部 (事務局：文部科学省)

- ・総合基本施策
- ・調査観測計画
- ・火山の総合的な評価
- ・火山研究人材の育成
- ・調査研究関連の普及啓発

火山調査研究の成果・
火山の総合的な評価の共有

総合基本施策、調査観測計画、
調査研究方策、実施計画 等

調査観測データ
研究成果

大学、研究機関等

各火山防災協議会で洗い出した
火山調査研究の成果や
火山活動の総合的な評価等を共有

取組に反映 取組の報告

監視結果報告 成果・評価の共有

防災のニーズ・課題
(火山防災協議会等連絡・連
携会議、取組状況調査等)

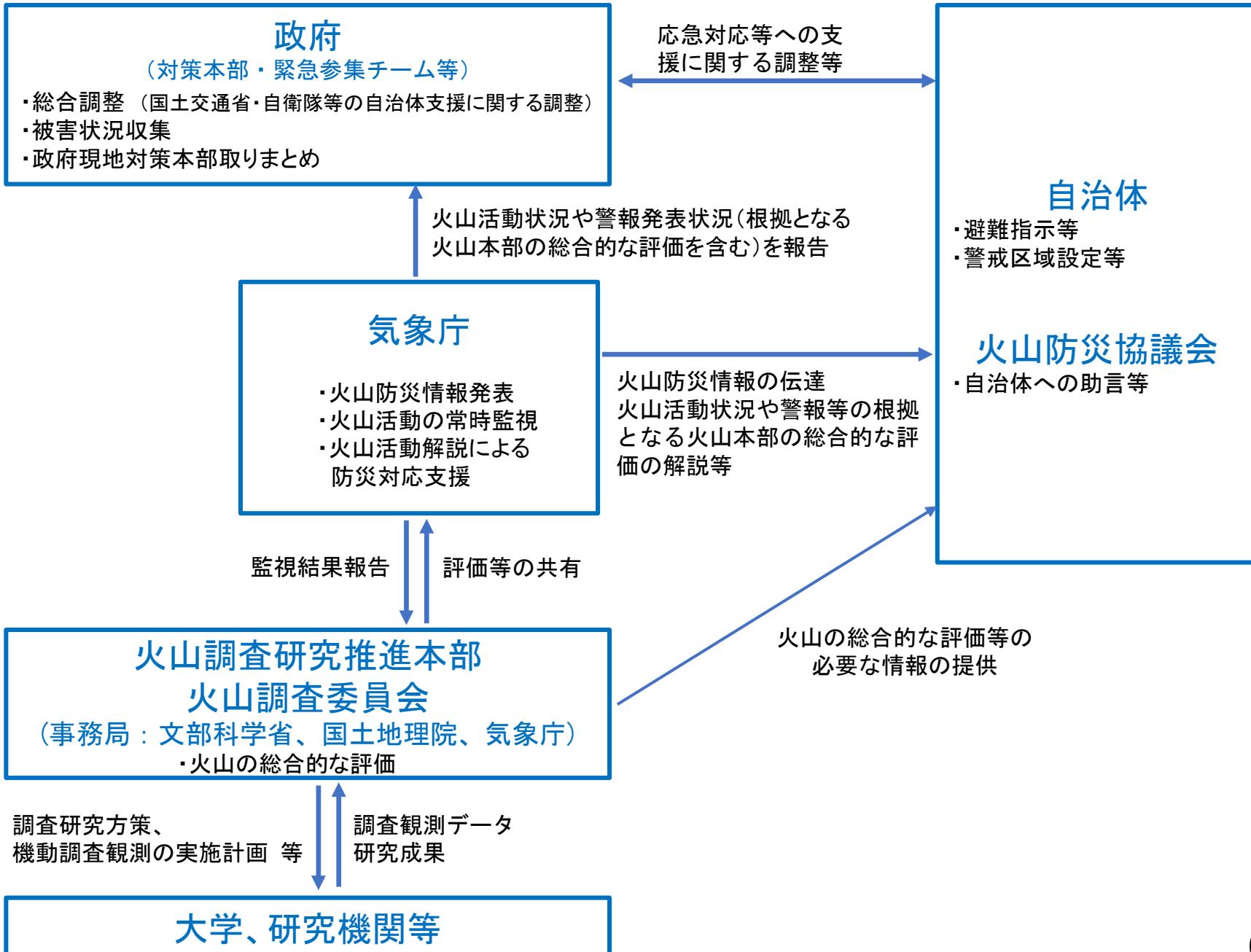
- ・地域防災計画や避難計画の策定
- ・防災訓練等の実施
- ・地域における周知・啓発

火山調査研究の成果・
火山の総合的な評価の共有

火山噴火時における連携

災害対応

調査研究



2. 避難対策

避難対策の在り方について

- ①火山災害時等に市町村長が適切な判断ができるような体制（災害発生時等の判断に必要な知見を有する様々な分野の専門家と地方公共団体との顔の見える関係構築や現地対策本部の設置等）について検討する。
- ②検討に当たっては、避難時のみならず、避難生活支援や生活再建等も見据え、帰還時の体制等についても考慮する。

「火山防災対策会議 今後の検討の方向性 とりまとめ」より
<https://www.bousai.go.jp/kazan/taisakukaigi/pdf/dai18kai/sankou2.pdf>

主に①の関連を優先的に検討

- (1) 顔の見える関係構築
→ 火山防災協議会の専門家と地方自治体の絆をいかにして深めるか（セミナー、訓練実施等）
- (2) 現地対策本部の設置
→ 現地対策本部に求める機能、政府及び自治体の災害対策本部との関係性、選定に当たって考慮すべき点等

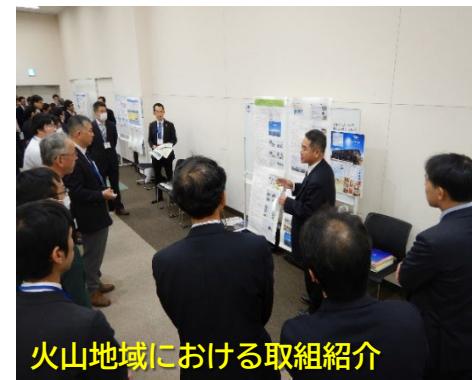
全国の協議会関係者の連携強化の取組(火山防災協議会等連絡・連携会議等)

- 全国の火山防災協議会の間で、火山防災対策に係る取組に関する情報交換等を行うとともに、関係機関と火山防災対策を進める上での共通課題について連携して検討
- 平成24年度から毎年1回、火山防災協議会等連絡・連携会議(全国会議)を開催。各火山地域の火山防災対策における取組事例紹介、火山防災エキスパート等の有識者との意見交換、関係省庁からの情報提供等を行う。
- 平成28年度から毎年1回、火山防災協議会に参画する火山専門家等の連携会議(専門家会議)を開催。協議会の火山専門家等が参加し、専門家の連携を強化するとともに、取組の共有等を行う。
- 平成29年度から新たな取組として、地域グループ等の会合を開催。新任者等グループ会合と、テーマ別会合を実施し、地域内で共通している課題の検討等を行う。

全国会議について

有識者との意見交換、グループ討論、現地見学等を実施

- 第13回:令和6年11月6日(オンライン開催)
協議会構成機関(市町村、都道県、国の機関、有識者等)から
400名以上の申込み



専門家会議について

有識者との意見交換、事例紹介等を実施

- 第9回:令和6年11月7日(オンライン開催)
火山専門家33名の申込み



地域グループ等の会合について

火山防災行政に係る解説、火山専門家等による講話、
火山地域による取組事例紹介、意見交換等を実施

- 新任者等グループ会合:令和6年5月21日(オンライン開催)
- 火山専門家等との連携及び人材育成に係るグループ会合:
令和7年2月27日(オンライン開催)

政府現地対策本部の設置目的

国は、火山地域における情報の収集・取りまとめなど、地方公共団体等との火山防災応急対策に係る連絡調整を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて、噴火警戒レベル3に相当する火口周辺警報が発表された場合は火山災害現地連絡室を、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合は「緊急災害現地対策本部」、「非常災害現地対策本部」、「特定災害現地対策本部」又は「政府現地災害対策室」を設置する。

また、必要に応じて、噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議または火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

※噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版） p35

https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20210510_tebiki_hinan1.pdf

協議会の構成機関は、国と事前に協議し合同会議の開催場所（候補地）について、以下のような条件を踏まえ選定しておく。

- ・火山活動が活発化した場合も合同会議の活動を支障なく継続できる場所
- ・施設までのアクセスの良さ
- ・情報通信設備
- ・山の眺望が可能なところ

※噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版） p35

https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20210510_tebiki_hinan1.pdf

政府現地対策本部の設置については、火山ごとに設置場所となり得る条件は異なる場合があるが、設置場所の選定に際し、前回までの議論を踏まえて考慮すべきポイント（案）を以下に示す。

- ・県庁や振興局（県の災害対策本部との連携がとりやすい）
- ・交通アクセス（高速道路等が近ければ、物資の輸送や人員の入替えがしやすい）
- ・情報通信設備
- ・火山の視認性（山が見える位置であれば、火山の状況変化を即座に把握しやすい）
- ・被災自治体の近く
- ・敷地（多くの車両が収容できる、重機等の乗入れに耐えられる）
- ・電源確保

下線部：「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」に記載されている事項

災害対策基本法第63条に基づく警戒区域設定の考え方

警戒区域とは、災害対策基本法第63条において「災害が発生又は発生が予想される場合に、住民、登山者等の生命・身体への危険を防止するために、一般市民の立入りが制限・禁止される地域」と定められており、市町村長が設定することができる。火山災害において、噴火が切迫している又は噴火が継続中である場合、住民、登山者等が避難した後の避難対象地域に対して、住民、登山者等が立ち入ることによる被害発生を防ぐためにも設定することが重要となる。なお、火山地域における警戒区域は、各市町村が個別に設定するのではなく、地域一体となって避難対象地域を対象に設定するなど、各機関で統一のとれた対応が必要である。

<解説>

- ・市町村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。
- ・都道府県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、市町村に対して、警戒区域の設定について助言を行う。
- ・気象庁、火山専門家等は、市町村が警戒区域を設定する際に、助言を行う。
- ・協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。
- ・市町村、都道府県、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。
- ・避難計画では、警戒区域の設定方針や手順、警戒区域設定に伴う道路封鎖、通行規制等の対応について定めておく。

※噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版） p69

https://www.bousai.go.jp/kazan/shiryo/pdf/20210510_tebiki_hinan1.pdf

避難計画等におけるその他記載事例

災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」に関する記載事項のうち、「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」には記載がないものの、以下のとおり、独自に検討した記載がある事例。

①警戒区域への住民の一時的な立入に先立ち、気象台や火山専門家は現地調査を行うこと。

- ・（例）一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒地区域に立入り、現地調査を行う。

②警戒区域を指定した際、市町村は緊急速報メール等にて住民等へ周知すること。

- ・（例）市長は、・・・「警戒区域情報」として登山者および住民に周知するための緊急速報メールを配信するものとする。

③区域の入り口付近に、規制ロープや標識を設置して周知を図ること。

- ・（例）市町村は、予め定めた計画に基づき、災害対策基本法第63条第1項による警戒区域を設定し、規制ロープ、標識等により規制の周知を図る。

3. 人材育成



◇ 改正の趣旨

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とし、以下を改正し、所要の措置を講ずる。

◇ 改正内容

①避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等（第8条関係）【追加】

【現状】

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

【原因】

- ・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
- ・小規模な施設にとって、計画作成そのものが負担となっていること 等



避難確保計画の作成状況

避難促進施設に位置づけられた559施設中、452施設で避難確保計画作成済み（令和4年9月末時点）

-
- ・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に關し必要な情報の提供、助言その他の援助を実施
 - ・火山防災協議会が市町村長をサポート

②登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等（第11条関係）【追加】

- ・地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定（オンラインによる登山届の導入等）
- ・登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- ・登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

③迅速かつ的確な情報の伝達等（第12条関係）【追加】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

④火山現象に關し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等（第30条関係）【追加】

国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、
 ・火山に關し専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、
 ・その知識又は技術を有する人材の能力の發揮の機会を確保すること等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に關する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならない。

⑤火山調査研究推進本部の設置（第31条～第36条関係）【新規】

文部科学省に、火山に關する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

【推進本部でつかさどる事務】

- ①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
- ②関係行政機関の火山に關する調査研究予算等の事務の調整
- ③総合的な調査観測計画を策定
- ④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
- ⑤総合的な評価に基づく広報

⑥火山防災の日（第37条関係）【新規】

- ・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定
- ・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。



浅間火山観測所

⑦検討（附則第7項関係）【新規】

政府は、火山に關する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

火山防災人材育成・確保に関する課題

活動火山対策特別措置法第2条に基づく
活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針(基本指針)より

○ 火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保について

火山の研究を行っている者は、依然として不足しており、現在の火山災害警戒地域の中には、恒常的に火山専門家の助言を十分に受けられる状況にない地域もある。

⇒ **火山専門家の育成・確保が急務**

○ 火山防災に携わる行政職員等の育成について

火山災害は発生頻度が低く、地方公共団体等においては、火山防災対応を経験した職員は少なく、また、火山防災のみを担当する職員を配置することも難しいことから、火山防災に携わる行政職員が必ずしも十分な知見を有しているとは限らない。

⇒ **火山防災に関する研修の充実等によって、火山防災に携わる行政職員を育成することが重要**

火山防災人材の育成・確保に係る特別交付税措置について

1. 施策の背景

令和5年に「活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律」が改正され、国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、火山に関する専門人材の育成及び継続的な確保に努めなければならないこととされた。

2. 施策の内容

① 火山防災人材の確保

内閣府が「**火山防災専門人材**」として証明した者を地方公共団体(※1)が雇用(特定任期付職員・特別職非常勤職員)した場合の人事費等について、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額又は340万円のいずれか低い額。1団体1名が上限。

「火山防災専門人材」の証明要件

次の要件1及び2をいずれも満たす者

要件1 次に掲げる研修をいずれも受講している者

- (1) 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」(全10コース)
- (2) 内閣府「**火山防災研修(仮称)**」 ※令和7年度新設予定

要件2 次に掲げる防災実務経験のいずれかを有する者

- (1) 「博士号(理学系・工学系)取得者」かつ「国、地方公共団体等の火山防災関連の委員としての委嘱期間がのべ1年以上」
- (2) 「国の行政機関職員の課長補佐相当職以上」かつ「防災行政経験5年以上」

② 火山防災人材の育成

地方公共団体(※1)の職員を「**火山防災推進職員**」として、火山防災に関する専門的な知識を習得させる上で必要となる経費(資機材や研修費等)について、新たに特別交付税措置(※2)の対象とする。

(※1) 火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体に限る。

(※2) 対象経費に0.5を乗じて得た額。

火山防災人材の育成・確保に係る特別交付税措置について

		火山防災専門人材	火山防災推進職員
期待される職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特定任期付職員 <ul style="list-style-type: none"> ・所属団体の各種計画の策定、訓練・研修の企画 等 ・他市町村等の火山防災業務に助言 ○特別職非常勤職員 <ul style="list-style-type: none"> ・所属団体や他市町村等の火山防災業務に助言 		<ul style="list-style-type: none"> ○地方公共団体の常勤職員 <ul style="list-style-type: none"> ・所属団体の各種計画の策定、訓練・研修の企画 等
該当要件	<p>次の要件1及び2をいずれも満たす者</p> <p>要件1 次に掲げる研修をいずれも受講している者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内閣府「防災スペシャリスト養成研修」 (2) 内閣府「火山防災研修(仮称)」 <p>要件2 次に掲げる防災実務経験のいずれかを有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)「博士号(理学系・工学系)取得者」かつ「国、地方公共団体等の火山防災関連の委員としての委嘱期間がのべ1年以上」 (2)「国の行政機関職員の課長補佐相当職以上」かつ「防災行政経験5年以上」 		火山災害警戒地域に指定されている地方公共団体の常勤職員のうち、火山防災業務を担う者又は担い得る者
特別交付税措置	<p>対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・報酬費 		<ul style="list-style-type: none"> ・研修に要する経費 等 ・火山防災に必要な資機材(※)の整備に係る費用 <p>※ 被服(作業着、防寒着、登山靴等)、ドローン、映像等データ通信用パソコン、デジタルカメラ、通信端末(衛星携帯電話)</p>
特別交付税措置	<p>措置額</p> <p>対象経費に0.5を乗じて得た額又は340万円のいずれか低い額</p> <p>※1団体1名が上限</p>		対象経費に0.5を乗じて得た額

内閣府「火山防災研修(仮称)」の実施について

実施目的：火山防災対策を進めるに当たっては、防災分野全般の知識に加えて、火山分野独自の知識が求められる。「防災スペシャリスト養成研修」と併せて、火山防災に特化した本研修を受講することで、各地方公共団体等において火山防災業務を強化する「火山防災専門人材」の育成を図る。

対象者：国・地方公共団体・指定公共機関の職員、大学教員 等
※火山防災専門人材として証明を受ける予定の者に限らない。

実施形式：オンデマンド形式

実施時期：令和7年秋頃に開始予定（7月頃 申込み受付開始予定）、以後毎年実施

内 容 (案)

- ・ 火山防災業務概論
- ・ 噴火警報・噴火警戒レベル等に関する基礎知識
- ・ 避難計画・避難確保計画作成の考え方
- ・ 訓練実施の考え方
- ・ 火山災害予防のハード対策
- ・ 過去の災害事例
- ・ 観光や事業との両立

等

4.普及啓発・広報

普及啓発における課題

(現状・課題)

- ・現在活動が活発でない火山では、活火山であっても忘れられてしまうなどの課題がある
 - ・火山災害の体験談などを伝承し、他の火山地域にも生かしていく活動が十分できていない
 - ・火山現象や火山活動について、住民に怖がらせずに正しく伝えることが難しい
- ⇒普及啓発については、災害や経験談の伝承、住民へ火山防災について適切に伝えるサイエンスコミュニケーターの育成・活用、ジオパーク活動を活用した防災教育等、より効果的な仕組みや伝達方法等について検討する必要がある。

「火山防災の日」に関する普及啓発

令和5年に活動火山対策特別措置法の一部が改正され（令和6年4月施行）、8月26日が新たに「火山防災の日」と定められたことを踏まえ、国民の火山防災意識の向上・定着に資する普及啓発に取り組んだ。

○「火山防災の日」制定記念イベントの開催

令和6年に改正活火山法が施行され、8月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるようするため、「火山防災の日」制定記念イベントを開催。

＜開催概要＞

- ・日 時：8月26日（月）15:00～17:00
- ・主 催：内閣府（防災担当）、火山防災強化推進都道県連盟
(共催：火山調査研究推進本部、気象庁、国土地理院、火山防災強化市町村ネットワーク)
- ・開催場所：砂防会館（オンラインによる同時配信）
- ・開催内容：「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに基調講演、トークセッションを実施

○「火山防災の日」普及啓発コンテンツ

- ・活動火山対策についての関心と理解を深めるようするため
「火山防災の日」普及啓発コンテンツを作成。
- ・令和6年版防災白書の特集として「火山」を採用。
- ・Instagramにて「火山防災の日」アカウントを開設し、「火山防災の日」ポスターやイベント情報等をはじめ、火山の魅力について投稿。



「火山防災の日」ポスター

＜8月26日「火山防災の日」の由来＞

国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日が新たに「火山防災の日」と定められた。これは、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった日である明治44年（1911年）8月26日が由来となっている。国及び地方公共団体は、「火山防災の日」には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めることとされている。

令和6年に改正活火山対策特別措置法の一部が改正され、今年から8月26日が「火山防災の日」になりました。「火山防災の日」を通して火山の魅力、裏面を深めていただきたい。火山災害に備えていただきよう。「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに基調講演トークセッションを行います。火山研究の現状や課題、各地における火山防災対策の取り組み等について触れながら、火山災害への備えについて一緒に考えましょう。

開催内容

15:00 開会挨拶
松村幸史 内閣府特命担当大臣（防災）

15:05 祝辞
火山防災対策・対応推進委員会会長 古川圭司 令和会議議員
事務局長 赤池誠章 参議院議員

15:15 基調講演
青井和輔（火山調査研究推進本部政策委員会委員長）
（テーマ）日本の火山研究の現状について

取組紹介①
気象庁における火山監視の現場について

取組紹介②
火山防災強化市町村ネットワーク 会長／鹿児島市長 下島義央
（テーマ）火山防災ソーシャルマッチングを活用して

事例紹介
杉本泰一（鹿児島市企画部企画課 長）
（テーマ）火山防災研究者として語る「火山」とは？

15:45 トークセッション
（テーマ）いま、私たちにできる火山防災対策とは？
（登壇者）
・フジタ・テラ 岩田幸二（静岡県立大学特任教授）
・パリス 満水（火山防災研究推進本部火山調査委員会委員長）
・杉本泰一（鹿児島市企画部企画課 長）
・佐々木美穂子（洞爺湖有珠火山マイスター）
・駒由美子（タレト）

16:55 閉会挨拶
長崎幸太郎（代理 副知事 大久保直臣）
・山梨県知事
・長崎幸太郎（代理 副知事 大久保直臣）

17:00 閉会

**会場観覧及びオンライン視聴希望者は
WEBフォームからお申込みください。**
申込期限▶
8/23 12:00まで

砂防会館（別館：淀・住道）
〒567-0871 大阪府守口市守口淀1丁目1番1号
TEL: 06-6949-1111 (受付時間：午前9時～午後5時)
FAX: 06-6949-1112 (受付時間：午前9時～午後5時)
E-mail: info@volcano.go.jp

**会場好評である
駒由美子さんが登壇！！**

「火山防災の日」制定記念イベントチラシ



専門家による火山地域への支援(火山防災エキスパート制度)

- 地方公共団体等で火山防災対応の主導的な役割を担った経験のある実務者を、内閣府火山防災エキスパートとして火山地域へ派遣
- 講演や避難訓練の講評等において、実際に地方公共団体や国の機関で噴火時等の防災対応に当たった経験や、火山現象やハザードマップ等に関する専門知識を提供することにより、各火山協議会の火山防災対策の取組を支援

【支援内容】

- ・地方公共団体等の職員への研修
- ・防災訓練の企画、実施の支援
- ・協議会等の運営等の支援
- ・各火山の地域防災計画、火山防災マップ等の作成支援
- ・住民等への啓発活動の支援 等

【内閣府火山防災エキスパート(令和7年1月現在)】

岩田 孝仁 (静岡大学防災総合センター特任教授)

杉本 伸一 (雲仙岳災害記念館 館長)

田鍋 敏也 (北海道壮瞥町長)

三浦 秀明 (元宮崎県危機管理局危機管理課専門主事)

島田 明夫 (東北大学学名誉教授・災害科学国際研究所特任教授)

大野 宏之 (一般社団法人全国治水砂防協会 理事長)



【派遣実績(平成21年10月～令和7年1月末)】

- 全国の火山地域へ計82回の派遣を実施

過去の派遣に係る活動報告は、内閣府ホームページ
(<https://www.bousai.go.jp/kazan/expert/zisseki.html>)に掲載

派遣時の様子

災害教訓の伝承に関する専門調査会

過去に経験した大災害について、被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、社会経済への影響などを体系的に収集することにより、被災の経験と国民的な知恵を的確に継承し、国民の防災意識を啓発するとともに、将来の災害対応に資することを目的として、平成15年5月の中央防災会議において災害教訓の伝承に関する専門調査会の設置が決定され、報告書をまとめた。

報告書を掲載している火山災害事例

① 宝永4年（1707）富士山噴火

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1707_houei_fujisan_funka/index.html

② 天明3年（1783）浅間山噴火

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1783_tenmei_asamayama_funka/index.html

③ 明治21年（1888）磐梯山噴火災害

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1888_bandaisan_funka/index.html

④ 大正3年（1914）桜島噴火

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1914_sakurajima_funka/index.html

⑤ 大正15年（1926）十勝岳泥流災害

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1926_tokachi_funka/index.html

⑥ 1990～1995年雲仙普賢岳噴火

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/rep/1990_unzen_funka/index.html

内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kyoukunnokeishou/index.html>

火山防災を効果的に普及啓発するに当たって留意する事項

火山防災を一般住民が意識できるように留意する事項(案)

(1)聞き手の多様性に配慮

聞き手の年齢や、一般住民か登山客か調整担当者か施設管理者か

(2)体験教室等の活用

特に火山の災害では、生々しい体験談については伝承していくような活動が必要

(3)伝え方への工夫

火山について必要以上に怖がらせずうまく伝えるやり方を考える

(4)メディアとの連携

新聞・雑誌・テレビ・ラジオ、SNS等を活用

(5)イベントや防災教育との連携

研修・セミナーなどの実施

火山マイスター、ジオパーク活動やサイエンスコミュニケーターなどによる防災教育等

火山災害体験や伝承を効果的に普及啓発するに当たって留意する事項(案)

(1)イベント等での伝承

(2)学校教育との連携

(3)観光(博物館、ジオパーク等)との連携

(4)SNSやデータベース、動画等の活用

※その他、普及啓発のイベントについては、中央省庁主催で実施する強み、地方で実施する強みそれぞれがあると考えられる。